

平成30年度 私立短期大学学生生活指導担当者研修会

分科会報告

<テーマ>

- 1) 大学における危機管理（防災、SNS、ハラスメント 等）
- 2) 学生支援（障害者支援、学生相談、経済支援 等）
- 3) 学生指導（マナー教育、課外活動、ボランティア活動 等）

| | 頁 |
|---|----|
| 【分科会1】 テーマ：大学における危機管理(防災、SNS、ハラスメント 等)…………… | 2 |
| 担 当：谷村委員 | |
| 【分科会2】 テーマ：学生支援（障害者支援、学生相談、経済支援 等）…………… | 6 |
| 担 当：宮本、岩井 各委員 | |
| 【分科会3】 テーマ：学生支援（障害者支援、学生相談、経済支援 等）…………… | 10 |
| 担 当：野中、末崎 各委員 | |
| 【分科会4】 テーマ：学生支援（障害者支援、学生相談、経済支援 等）…………… | 14 |
| 担 当：寺田委員 | |
| 【分科会5】 テーマ：学生指導（マナー教育、課外活動、ボランティア活動 等）… | 16 |
| 担 当：小野瀬、鈴木 各委員 | |

平成31年2月8日
日本私立短期大学協会
学生生活委員会

分科会 1 テーマ：大学における危機管理（防災、SNS、ハラスメント等）（参加者:14名）

担当

武庫川女子大学短期大学部 谷村 勇一 委員

研修会申し込み時の希望テーマ「危機管理」と合わせて記載のあった希望内容や自己紹介の中での討議要望を基に事例報告、意見交換、情報交換を行った。要旨は次のとおり。

1 危機管理（防災）

(1) 防災マニュアル

教職員の防災マニュアルだけでなく学生向けのマニュアルを作成し、新学期にゼミ担当の教員から学生に対し配布し、注意事項を話している事例紹介があった。

(2) 行動事例

① 防災訓練

- ・ 安全衛生委員会が対応し、年に1回避難訓練を実施。水曜4限の終わりの30分で放送を流して、隣の防災公園に集合した。
- ・ 水曜日3限終了後、授業担当者が実施。教員だけが知っている状況で、消防署の協力のもと消火器の使い方などが指導されている。
- ・ 火災避難訓練実施の中で教職員がのろのろと避難しているところを消防に怒られた。
- ・ 昼前に授業を終えて、放送が入ってから集合点呼までの時間をチェックし競わせる。少しでも早く避難することを呼びかけている。計測時間を学生部長が公表し、順位で参加学生への食料品（備蓄品）の内容を変えている。
- ・ 障がいのある学生の対応事例についてはなく、いずれの大学も今後の課題としている。

② 平成30年度の豪雨、豪雪、地震などの自然災害の対応について

- ・ 冬の大雪で5日間休講とした。教務と総務の主管で決定者は学長であるが、なかなか連絡がつかず毎朝、電車の運行状況で判断した。これを受けて休講用のマニュアルを作成した。天気・JRの動きをもとに教務部長判断に変更した。朝7時までにGMAILで一斉連絡としている。
- ・ 大阪北部地震時、当日、翌日はとりあえず休講とし校舎の安全確認を行った。3日後には授業を再開した。不足する授業日数は空き時間や夏期休暇を削り、非常勤の先生方にも協力していただいて、なんとか乗り切った。
- ・ 大阪北部地震では、すでに学校に登学していた学生もおおり、会議室に集め点呼をとり、大学に来ていた教職員で電話により安否確認の連絡をとった。
- ・ 豪雨など、緊急避難勧告が出た際の対応が今後の課題。しかし、最終的には学生自身で安全判断をしてもらわざるを得ない現状を確認した。
- ・ 試験中に電車が運休した場合などは試験終了まで実施することなど、マニュアル作成や学生への周知方法について各校とも苦慮している状況にある。
- ・ 帰宅困難学生については、寮や合宿所が提供された事例紹介もあった。

③ 安否確認システム

- ・ 安否確認システムはあるが、結局、電話して確認した。
- ・ メールをみたら返事を促す対応をした事例。
- ・ 安否確認システムで一斉に返事依頼をしたが、いっこうに返事が返ってこない。学生が使いこなせていない。登録段階での周知徹底が必要。
- ・ 外部システムを利用し、震度5以上の地震があると一斉メールが届く。登録している地域、登録の保護者、友達、学校の担当者にも安否情報が届く。メールアドレスの登録が必要であるが、マニュアル配布と同時に登録を行い5月終わりにはテストを実施している。約90%の返信がある。
- ・ 大学から教職員にスマホを提供し大学の経費で連絡してもらっている。

④ 災害援助・支援

- ・ 市町村との協定により、食物系専攻の学生が避難市民への炊き出し、調理指導に行くことになっている。この他、避難所の支援などの業務も請け負う。
- ・ 災害協定を締結する際、市町村に学生の安全確保と事故補償をしてもらえないことで、協定が立ち消えになった。

⑤ 備蓄品について

- ・ 備蓄品で賞味期限の迫るものについては、避難訓練後に配布して試食してもらっている。
- ・ 水、五目ご飯。寝袋。防塵マスク。羊羹。卒業の前日に持ち帰りを指示している。
- ・ 備蓄倉庫に鍵をかけていなかったため、学生に食べられたことが判明。鍵をかけることができないので封印シールを貼って効果を上げた事例紹介。

2 ハラスメント対策・学生相談

(1) ハラスメント

訴訟に至るほどの話題提供は無かったが、次の話題提供があった。

- ・ 私的事情を取り違えて、ハラスメントと受け取った学生の存在。
- ・ 対象窓口や先生に対して、グループで不服申し立てが行われたこと。
- ・ 学生の授業中の態度で、教員に対する暴言があったこと。
- ・ 授業評価について、筆跡から学生を特定し詰問した教員が存在したこと。
- ・ 特定教員の指導時の接触や、実習先での対応不足に不満が集中したこと。
- ・ 学生が泣いて訴えてくることはあるが、教務担当が対応し、当座、指定席にしたりして授業中の様子を見て、ハラスメント委員会を立ち上げる前に解決した。
- ・ 直接の申し立てのほか、学生相談の現場から判明することもあるとの紹介もあった。

(2) 学生相談

- ・ 学科ごとに相談員がいる。カウンセリング室に行ってハラスメントのことが委員に伝わる。
- ・ 担当教員では手に負えないことから、教員が相談できる臨床心理士が待機している時間帯が配られ、相談された教員が相談する体制を学生部の中に作った。学生部の会議終了後に情報共有を行っている。保健管理センターとは独立し、事務方だけで情報共有を行っている。危険兆候は学生部に情報集約することとしている。もっとも事務判断で困ることも生じている。

- ・ 関連部署（教務部長・学生部長・保健センター）で週1回ないし月1回の相談情報を共有。
- ・ 学生の困っている姿をみて、学生課の仕事の紹介を随所に掲示し、ツイッターでも時々流したところ、それを見て学生課に足を運ぶ学生が増えてきた。扉を開けて入りやすいように工夫。困りごとを聞いて、つなぐことを心がけている。

3 SNSについて

(1) 事例

いずれも安易な気持ちでの掲載であり、法的問題性や倫理性について意識がない。

- ・ 宴会での飲酒風景・喫煙や、終了後自転車で自宅に帰る様子。
- ・ 実習先の子供たちとの交流画像やコメント。保護者からの苦情により判明。

(2) 処分・懲戒

学生からの情報提供により発覚。捜査機関ではないので本人が否定をすればそこまでであったが認めたので、懲戒委員会に諮り戒告処分とした。最大は退学処分となる。

本人からは反省の弁もあったが学内規程に則り懲戒委員会にかけた事例の紹介があった。

この他、報道された場合の対応や、本人からの不当処分に対する裁判の準備などの必要性についても顧問弁護士の意見も聴取しながら対応しているなど、意見が交わされた。

(3) 対策

実習直前ガイダンスなどにおいて、学生に対しては情報が独り歩きする怖さを訴えることが重要。最近保護者は、学生の SNS をチェックしていることがあり、過去を掘り返すことをする。悪い噂はすぐに広まり、実習のお休みであってもアップした内容で「あの先生は、ズル休みしている」などと叩かれることがあり、気をつけるように指導していると紹介があった。

(4) その他

大学で公式に LINE を使っている大学はなかったが、その便利さからクラス単位で LINE を使うことが多い。他のクラスメイトにアカウントを知られたくないのでクラスラインに入れなくて個人的に送ってほしいとの申し出があり、公式なものではないので対応に苦慮しているとの報告があった。

一部の大学では規程により縛りをかけている事例紹介があった。その大学では、学生のブログ等であっても授業など担当教員の許可を取る必要があること、違反した場合の懲戒委員会への提議判断は担当部署で決めているとの紹介があった。

4 事件対応 盗難・事故

キャンパス内での現金盗難に関して、被害学生の要望に応じて警察を立ちれた事例の紹介があった。積極的に警察の立ち入りを求めている大学とそうでないところもあった。

犯人の特定に至ることは難しく、一方において被害学生自身が犯人探しを始めるなど、クラス内が気まずい雰囲気になったとのことであった。

盗難の多くは、着替えて、カバンを教室に放置するなど不注意が多い。対策としてはオリエンテーションなどで呼びかけているが、自らのこととして捉えていない。

ハードの対策として教室に監視カメラをつけているという事例紹介もあった。一方、駐車場での当て逃げ事故について、許可証を出す際に免責は示しているが、保護者が来て監視カメラがないのはな

ぜとの申し出てきたことがある。カメラに証拠が残ると学生に見せづらい部分もあり、設置しない方向でいるとの紹介もあった。

5 学生への危機啓発

SNS・飲酒喫煙・薬物・マルチ商法・カルトなど、主にオリエンテーションやガイダンスの場で、地元警察に講演依頼し、さらにチラシ配布を各年1回実施している事例紹介があった。また、自動車通学を認めている大学では、安全運転講習会の際に地元警察生活安全課に講演を依頼している事例紹介があった。

しかしながら危機管理の話をするにしても、ガイダンス等では伝えなければならないことが多すぎて伝えられていないので、ゴールデンウィーク明け早々に学生会の協力のもと食事会を開催して、その場で注意喚起を行っているとの事例紹介があった。

この他、学園祭にゲート近くに警察のブースを設置してもらい、不審者対策と共に地元に対しては振込詐欺の啓発とパトカー・白バイ展示、学生に対しては交通安全と警察官募集などイベント的に啓発を行っている事例紹介があった。

6 その他

(1) 卒業式での斉唱歌について

校歌・学歌、国歌がほとんど、大学イメージソングなどは無かった。

(2) 学生証のスマホアプリの導入検討について

出席確認だけでなく安否確認にも利用できるとの業者からの売り込みがある。いわゆるガラケーも1割おり、あわせて社会的に認知されていない、またスクリーンショットで撮られて複製される可能性もあるので時期尚早ではないかとの意見があった。

(3) 学生相談の記録について

事例の共有は経過の確認のみにとどめている。

学生の個人情報メールでは送らずPDF化してUSBで持参と定め、教授会での資料も回収し、情報管理を徹底している事例紹介があった。配慮願いにしても本人・保護者の同意の後、情報共有しているとのことであった。

(4) 放置自転車の取り扱い

卒業生の不要となった自転車については、卒業前に大学に譲渡願を書いてもらって、防犯登録を更新し後輩に渡している事例紹介があった。放置自転車については防犯登録を控えて警察に照会し最終的に処分している事例紹介もあった。

分科会 2 テーマ：学生支援（障害者支援、学生相談、経済支援等）（参加者：18名）

担当

文化学園大学短期大学部 宮本 朱 委員

貞静学園短期大学 岩井 幸博 委員

本分科会は、運営委員2名を含む18名で構成され、内13名は本研修会への初回参加者であった。職種別には教員4名、職員14名であった。テーマである学生支援（障害者支援、学生相談、経済支援等）のうち、参加者から事前アンケートに回答のあった事項および講演会、事例報告で取り上げられた内容に基づき、1. 各短大の退学防止策として行っている活動について、2. 障害学生支援組織体制とその運営、3. 障害学生支援や対応事例について、4. クラブ・サークル活動状況について、意見・情報交換が行われた。主な内容を以下に報告する。

0. グループワーク「インタビューによる自己紹介」

まず初めに、グループワーク「インタビューによる自己紹介」を行った。会場では3つのテーブルに6名ずつランダムに名札を配置し、参加者は名札のところに着席した。運営委員から記者会見の流れについて説明があり、名札に自分のことを表すキーワードをいくつか記入した上で、キャスト席のメンバーが他のメンバーから質問を順に受け、最後にインタビューの感想を述べるグループワークであった。メンバー全員が一巡したところで終了とした。キーワードには出身地、血液型、趣味、スポーツ、ペットの有無、好きな物事などの情報が記入してあるので、情報を基にお互いに質疑応答することで参加者同士の交流が深められた。

1. 各短大の退学防止策として行っている活動について

テーマに基づき、各グループで意見交換が行われ、その後各グループの情報共有として代表者1名が討議内容を発表した。発表内容をまとめたものは以下の通りである。

【退学防止策について】

退学理由については主に三つ、進路変更、人間関係、経済的な面が挙げられた。各短大は場合に応じて対策を講じていた。

- ・進路変更や人間関係を理由にした退学の場合、早期から授業欠席等に表れるので授業欠席回数の把握、そして3回欠席で教授会に報告、早めに保護者相談を実施する。
- ・全員が集まるカレッジアワーを設定し、クラス担任が欠席の多い学生を把握、担任や保健室でケアをする体制を整えている。
- ・保健室や相談室で友人関係や経済的な面、進路変更などの相談に応じ把握する。
- ・中心となる人物を把握し、その学生から何か友人関係のトラブルはあったか理由を聞き、学生支援課やスクールカウンセラーでケアをしている。
- ・経済的な面で退学してしまう学生の中には、学費を支払えない場合がある。学費については入学以前に計画を立てておくべきなので、募集時に学生と保護者に学費支払時期についてあらかじめ周知しておく。
- ・奨学金制度などを活用し幅広く対応している。

【17時以降の学生対応について】

時間外の学生対応について意見交換があった。授業が5、6限までである場合や土曜日に実施する場合、勤務時間外に学生対応をすることになるため、教職員が疲弊している現状がある。このことについて各短大の対応は次の通りであった。

- ・ 時間内の業務とするため、遅番制度やフレックス制度を取り入れて、学生対応している。
- ・ 事務局では勤務時間外の対応はしていない。
- ・ 業務の外部委託やパート勤務職員の設置などで対応している。

2. 障害学生支援組織体制とその運営

分科会2日目は、テーブルをコの字に配置し、参加者全員で意見交換が行われた。はじめに宮本委員から障害学生支援組織体制、委員会規定等が紹介され、テーマ内容について具体的な事例が報告された。その後、各短大の取り組みが紹介され、活発な意見交換が行われた。以下にその内容を記載する。

【障害学生支援組織体制と運営について】

- ・ 発達障害やいわゆるグレーゾーンの学生に、いかに気づけるかが課題である。保健室で対応しているが、負担が大きいため、なるべく学生相談の多様な窓口が必要と考えている。
- ・ 月2回精神科医のカウンセリングが設定されており、需要がある。外部委託している場合、守秘義務のため情報開示されないため、教職員との共有ができないのが問題である。
- ・ 複数教職員が障害学生支援について知るため、研修に積極的に参加するようにしている。支援が必要な学生の場合、どのような支援が必要かをA4用紙にまとめ、教職員に配布、理解を促す体制を整えている。いわゆるグレーゾーンの学生の場合、先生方に授業の様子などを確認、学生部会で対応を検討する。必要であれば病院を紹介し、医師の診断がくだった場合、本人了承の上、非常勤の教員も含め情報共有して支援する。
- ・ 月1回精神科医、カウンセラーと学生の面談に教職員が同席し、相談内容を把握する。
- ・ 四大と短大で対応の足並みがそろわず、同じキャンパスに通う学生への対応が異なることが課題である。従来の障害学生には個別対応している。短大ではカレッジアワーを設け、その時間にクラス担任が確認し、対応している。
- ・ 四大と短大では別組織で対応している。現在組織編成を検討中である。短大はクラス担任が確認し、学生厚生委員会に事案を挙げ、個別対応する。
- ・ 四大と短大で学生相談窓口は一緒であるが対応が異なる。短大ではクラス担任が様子を見て、必要であれば運営委員会・教授会に提案する。
- ・ 四大と短大で学生相談窓口は学生課が一括している。学生課が当該学生、保護者、教員、カウンセラーの繋ぎ役を担う。
- ・ 障害学生支援体制を形だけ作っても実際は動けないので、今ある体制を改善し、整えることを考えた。その場合、多方面に顔の効く人物でコーディネート能力のある人を抜擢することが大事である。
- ・ 規模が小さい大学なのでチューター制をとっており、チューターがすべて面倒を見ることになっている。しかしながら負担が大きすぎて見切れないのが現状。非常勤カウンセラーが週1回カウンセリングを実施しているが、どうにもならない問題は学生支援課が担当する。規模が小さい大学なりに支援

組織を整えるべきか検討したい。

- ・ゼミ担任制を取っており、何か支援等の必要があれば学生からゼミ担任、それから教授会や担当の教職員間で情報共有する。カウンセリングは週1回設けているが、開設時間は授業時間に重なっており利用しづらい状況になっている。
- ・四大・短大で学生相談窓口を一本化している。在籍学生数が多すぎるのでカウンセラーの予約は1～2ヶ月かかる場合がある。またカウンセラーを配置していても、非常勤の場合は守秘義務のため情報共有しづらい。担任経由の相談の場合は情報共有できるが、カウンセラーから担任への情報共有はされないところに問題がある。
- ・障害学生についての部署はないが、学生支援課で対応し、教員、健康管理室、就職課等に繋ぐ役割を果たしている。委員会としては学生委員会扱い、情報共有する。支援体制が整っていないので、当該学生の親しい友人などに協力を要請する場合がある。

【障害学生の把握について】

- ・障害学生は入学前のある程度把握できるように仕組みを整える必要がある。障害学生支援について募集要項やホームページに記載し、入学前に相談することができるようにしてある。
- ・入学前調書に記載する欄が設けられている。
- ・入学生全員に支援申請用紙を配布し、入学前の把握に努めている。
- ・入学前に相談したいことがある場合の連絡先を明示している。受け入れ体制を整えているため、保護者から連絡がある。相談室は予約制であり、1対1で真剣に相談したい場合に利用されている。気軽に入れる保健室でざっくばらんに相談していく学生も多い。
- ・保育者養成校の実習後に実習成績が基準に満たなかったため、保護者から当該学生の発達障害の申告があり、実習では配慮して欲しい旨の苦情があった。特別な配慮を必要としていたため、再実習を行った。事前に障害学生と把握する必要を感じた。
- ・障害学生の支援申請用紙を作成した。入試の場合は2週間前まで支援・配慮内容を申し出ること、入学時は学生生活を送る上で必要な配慮について記入し、提出してもらうように体制を整えた。

3. 障害学生支援や対応事例について

障害学生支援や対応事例について参加者から具体例の紹介があり、情報共有することができた。内容は以下の通りであった。

- ・学生支援として、どこまで対応すべきか。本人の学力の問題なのか、障害による問題なのかははっきりしない場合があり対応に苦慮している。
- ・コミュニケーションが苦手な学生がおり、グループワークができないと申し出があった。教員側としては、グループワークで学ぶことが「教育の本質」であるが、本人に合わせて手法を変えるかどうかかなりの葛藤がある。講演会で「教育の本質」は変えないということ聞き安心した。
- ・学力の低い学生への対応事例として、カリキュラム上計算能力が必要となるため、入学時に数学ではなく算数の試験を実施していることが挙げられた。基準点に達しない学生は週1回の補習を実施し、半期に1回テストを行い、算数の基礎学力を身につけさせている。また週3回誰でも相談できるオフィスアワーの時間を設け、その時間にも学習支援の対応をしている。
- ・保育実習など外部に実習に出す場合、担当者としては当該学生を行かせられないが自覚のない学生も

いる。本人の自覚を促すために授業でデモンストレーション（子どもの人形を抱かせるなど）を行わせたところ、うまくできないことで障害を自覚した事例紹介があった。または本人は自覚していたが、入学後に申告される場合もあった。このような場合、実習先の園に事前に相談し、実習をお願いしている。学生と大学、双方が困らないためにもディプロマポリシー、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシーを明記し、障害学生支援の対策を講じる必要がある。

- ・入学時に修学支援申込書の提出を求め、必要な支援について大学が把握する体制を整えている。においや音に過敏な学生、書字困難の学生、座席が入口近くでなければならぬ学生、アレルギー体質の学生等があり、それぞれに合った配慮を行った事例が紹介された。
- ・障害学生の就職については、複数の就職先を本人と保護者に提示し、根気強く話し合う。
- ・就労支援施設と連携をとり、就職先の斡旋を行っている。

4. クラブ・サークル活動状況について

クラブ・サークル活動の活性化や資金面での支援について、各短大の取り組みが紹介され、活性化に向けた意見交換がなされた。

- ・学園祭に出演するため、学園祭前の期間限定サークルを認めており、補助費を与えている。
- ・新規サークルには今後も継続できるサークルを目指して欲しいと伝えている。
- ・50周年を迎える有名な人形劇サークルがあり、意欲のある顧問の教員に引き継がれてきた。活動費として同窓会費から予算が割り当てられている。入学式後に行事として勧誘会を実施しており、サークルへの加入率が高い。
- ・同窓会費を使って、誰でも使用できるユニフォームの購入や全国大会の交通費を援助している。
- ・短大が率先してサークル活動の支援を行っている。合唱部を作り、入学式・卒業式で発表している。フットボールサークルも立ち上げた。いずれも継続することが大きな課題となっている。
- ・クラブ・サークル活動に必要な物品を学生課の予算で購入している。費用対効果を考えると非効率的。
- ・クラブ・サークルが出場する試合等へ資金援助はしているが、活性化のデメリットとして、愛好会や同窓会が乱立し、すべてに援助を出すとなると費用が有効活用されない。そのため、規約では1年続ければサークルとなるが、資金援助は2年以上継続しているサークルに割り当てることにしている。

5. まとめ

退学防止策、障害学生支援、クラブ・サークル活動を中心として各短大の取り組みや対応事例の紹介があり、活発な意見交換を行うことができた。講演会のテーマにもあった障害学生支援については、各短大の支援組織体制やその運営方法、対応事例など具体例を挙げながら参加者それぞれの知見が共有された分科会となった。参加者が抱える悩みや問題をお互いの立場から意見交換しやすい場となったことは、参加者皆様のご協力の賜物と、心から感謝申し上げます。

以上

分科会 3 テーマ：学生支援（障害者支援、学生相談、経済支援 等）（参加者：18名）

担当

山梨学院短期大学 野中弘敏 委員

聖徳大学短期大学部 末崎 徹 委員

本分科会は運営委員2名を含む18名で構成され、うち11名は本研修会への初回参加者であった。本分科会では、テーマ2「学生支援」（障害者支援、学生相談、経済支援 等）のうち、参加者より事前に伝えられた情報交換希望事項と当日取り上げられたテーマに基づき、これらの支援に関する学内の組織・体制や規程、保健室や学生相談室のあり方および奨学金について、参加者各校の現状が意見交換された。

1. 1日目—小グループでの話し合い

研修会へ参加しやすい雰囲気となるよう冒頭アイスブレイクが行われた。野中委員の案内のもと3つのグループに分かれ、まず自身の趣味などを中心に自己紹介を行った。この時間で緊張感が解け、初対面の参加者同士の距離が縮めることができた。次に今回の研修テーマも含め、各自身の担当で気になること、解決したい課題等を出し合い、グループごとに意見交換が行われた。例えば、

- ・発達障害の学生、感情コントロールが困難な学生への関わりについて、学科で情報共有できる体制の大切さ、カウンセリング人員の必要性、保護者との相談、情報提供の必要性等の意見が出された。
- ・予防接種の実施方法、集金方法では、実施は大学で一斉に実施する場合と学生個々に委ねる例、集金は一括徴収型とその都度徴収する例があり、短大によって様々であった。
- ・学生対応で「言った、言わない」の水かけ論を防ぐ方法については、書面化する。不明確なことは保留して後で答える等の方策を取る。

その他、各グループで挙げられた項目を、2日目の分科会全体でとりあげることにした。

2. 2日目

学生支援に関する学内組織・体制や規程、合理的配慮の実際やグレーゾーンの学生への支援、保健室や学生相談室（以下「相談室」）の体制および奨学金について、参加者全員で意見交換を行った。

(1) 学生支援に関する各校の現状について

- ・アクセシビリティ対策室を立ち上げたが、学生生活支援担当部署（以下「学生課」）や教務担当部署（以下「教務課」）との関連をどう位置づけるかが課題となっている。
- ・ノートテイクは有償ボランティアとして教務課が養成・交流に携わっている。
- ・障害学生への支援に関する会議を、学長・教職員をまじえ隔月で開いている。討議内容は教授会で周知され、非常勤教員へも連絡している。
- ・オープンキャンパスで、入学後の配慮が予期される生徒へ入試担当が対応している。実技系の研究室と座学系の研究室が密に連携しながら教育支援を行っている。
- ・相談室については、専任のカウンセラーが事務職員への研修を複数回行っている。
- ・障害学生の支援については教員が面接で把握している。教員主導で支援が行われている一方、職員が入っていけない雰囲気もある。

- ・障害に関して事前の資料提出を求めることはしていない。学生生活部・クラス担任（以下「担任」）が加わっている支援関連の委員会・学生相談室で連携している。
- ・学事課で対応している。配慮を要する学生については、入学時に保護者より申し出を受けている。グリーゾーンの学生に関する情報は専任教員から電子メール等で職員と共有され、検討事項等は学生支援関連の委員会を通じて教授会へ上げられる。
- ・支援体制はこれから。現状は基礎ゼミ担任・学生生活連絡会議・保健室が携わる。
- ・グリーゾーンの学生に対しては教員が対応、必要に応じ教務課と連携しているが、対応困難なケースは保健室や相談室と連携している。
- ・4月に障害学生支援委員会が発足した。入学前の健診時に聴き取りを行い、配慮申請書を作成している。相談室は臨床心理系の学部に併設されている。
- ・男子学生が9割の理系。相談室には週3日午後にカウンセラーが入り、保護者対応などしている。入学式後に個別対談の機会を持っている。
- ・大学と併設で、学生サポートセンター、相談室、保健室を設けている。受験時に、自分の机でないと書くことが困難な要配慮学生の例がみられた。スロープが少ないため、肢体不自由の学生に対しては友人や教員が介助し、疲労した際は専用ベッドを置いた休憩室を設けている。教員から事務職員へこの事例に関する連絡はとれている。
- ・入学時に担任が保護者と情報交換している。週1回の学科会議の情報は教務・学生に共有されている。保健室・相談室に加え、相談に対応する教員が1名いる。
- ・履修登録の管理が職員のみでは困難なため、教務課・担任のサポートを得ている。グリーゾーン学生については、教員からの情報を共有する程度だが、「自分はおかしくない」と悩まない学生への対応に苦慮している。
- ・ケースに応じて対応している。例えば、要配慮学生に対し配慮すべき内容をメールで全教職員へ周知した事例、系列高校出身の学生が配慮を申し出たことから支援が始まり保護者と連携していたが、高校との連携がとれず入学により情報がリセットされることが懸念された事例などがあった。
- ・今年、障害学生への配慮に関する規程が制定され、学生部長を委員長とし保健室の職員が委員となる委員会も立ち上げられた。カウンセラー・ソーシャルワーカーの導入が経営計画の中で検討される。学生の状況は担任が把握している。資格取得に際し実習を希望するものの送り出すことに不安のある学生について、ボランティア経験を積ませたうえで母園に送り出した事例があった。
- ・入学前に配慮の要望や問い合わせがみられた場合には、学科長より本人や保護者に対し、想定される困難への理解を求めたうえで入学を勧める。入学時の健康調査や保健師・カウンセラーの間診時に、支援上必要な範囲での情報共有について同意を得ている。必要に応じて、特別支援教育を専門とする教員にも世話役を依頼している。会議で検討された事項は随時授業担当教員に情報共有されるが、守秘の範囲をどこまでと考えるかが常に課題となる。個別的な合理的配慮については高校からの情報があれば支援の断絶を避けられる一方、入学可否の判断に係る不利益を高校側が懸念する場合は情報が得にくい可能性も考えられる。

(2) 奨学金について

【学生支援機構の奨学金に関する適格認定時の指導】 現在では貸与を受けている学生本人が1年ごとに

収支を入力し機構に報告することとなっているが、アルバイト等による収入が36万円を超えると貸与の継続が困難となる。このことに関して学生へ指導しているかどうかについて、事前説明会や確認シート配付により指導の上、収入証明を出す前には事前チェックを行い入力について指導する例や、不備がみられた場合は面接または電話によって個別に指導している例が複数みられた。その中で、説明会に来ない学生や呼び出しに応じない学生への対応に苦慮している例も語られた。

【履歴データの管理】 奨学金管理システムを使用していたり、他の奨学金支給履歴とともにシステム管理している例が複数語られた。

【学校独自の奨学制度】 それぞれ、以下のような事例が紹介された。

- ・ **入試関連の奨学金**：推薦入試1位の者へ、1年間の授業料を全免。／推薦入学者への入学金免除。／系列高校出身者へ上限3名で入学金補助(10万程度)。／編入学者へ20万を補助。／特待生・奨学生・留学生入試では授業料半免。／入学時の成績優秀者上位10名へ授業料全免または半免。／児童養護施設出身者の自立支援入試で、入学金と在学中の授業料を全免の他、教科書を貸与。
- ・ **自宅外通学支援金**：通学方法・家計の基準に照らし、単位取得状況も加味して年毎に認定。収入増の場合は終了。／3回以上乗換えまたは片道2時間以上の者に月1万を支給。／新幹線通学者補助。
- ・ **独自の給付型奨学金**：大学・短大合わせて90名に年40万の授業料免除。／後期試験後、各科1～2名に20万。／GPAを基準に成績優秀者へ授業料減免。／成績優秀者10名へ年37万。／成績優秀者へ年20万。／上限10名で年20万の学習支援奨学金。／学科あたり1～数名を授業料全免または半免。／北部・離島・本土出身の学生へ年3万(沖縄)。／兄弟姉妹在籍の場合10万。
- ・ **独自の貸与型奨学金**：機構第一種相当で年2名。／上限20万の貸付金、卒業までに返還することになっているが、学生の負担が指摘されている。
- ・ **進学者への補助**：専攻科入学前貸与で、進学後費用を予め検討できるよう、受験前に申請・決定が可能な体制をとっている(美術系短大)。／専攻科進学奨学金で授業料減額。
- ・ **母子・父子家庭への補助**：年収2～300万および成績を目処にしているが、該当者が多数であることが課題となっている。
- ・ **家計困難者への手当**：家計を支える者の死亡・解雇等により家計に2～3割程度減の変化がみられた場合、1年間授業料半免。／卒業年次のみ大学・短大各1名に上限年60万を給付。／家計急変型では授業料40%免除、困窮型では20万/人支給。
- ・ **同窓生・後援会奨学金**：上限2名。／貸与型で1年間の授業料を全額振込み。／卒業年次に内定決定者へ授業料の1/2～1/5を無利子貸与。

その他、家計困難者への手当として父親死亡により、聞き取りを経て一時金を支給した例、自宅が全焼した学生へ一時金を支給した例などが紹介された。また、全国大会出場学生への特待制度や、海外留学・海外研修する学生への奨学金を設けている短大もあった。

【学生支援機構以外の学外奨学金制度】 生命保険協会の保育者養成に係る給付奨学金、保育・介護関連の奨学金、県の介護関連就学資金、レポート審査による企業の奨学金、卒業後に就職見込みの病院から奨学金が支給される制度(看護系短大)、宗門からの奨学金(仏教系短大)の他、国の補助に基づく震災減免のある短大が複数あった。震災減免は今後の制度廃止が見込まれる中、今後は終了とする例や既存の規程内で継続しつつ見直しを図る例等、対応は様々であった。

【留年学生への奨学金に関する救済制度】提携する銀行ローンを紹介している例等が紹介された。

(3) その他

- 他大学では退学防止委員会があり、退学時のアンケートで「友だちができなかった」との回答が多くみられたことから、在学中に友人のいない学生をチェックし、「おひとり様限定」で参加可能なキャンドル作りのイベントを催していた。
- 学生が一人でゆっくり居られる場所を設け、随時声かけなどのアプローチを行う例が語られた。

分科会 4 テーマ：学生支援（障害者支援、学生相談、経済支援 等）（参加者:13名）

担当

園田学園女子大学短期大学部 寺田 豊 委員

奨学金について

- ① 独自の奨学金についてどんな奨学金を運営しているか聞きたいとの要望があり、各短大から下記の情報提供があった。
 - ・成績優秀者に対し、1/2～1/4の授業料減免を行っている。
 - ・家計急変の緊急奨学金として1/2～1/4の授業料減免を行っている。
 - ・成績上位者に課外活動・ボランティア実績を加味した給付奨学金制度がある。
 - ・成績上位者を対象とした給付制度があり、オリエンテーションなどで後輩に奨学金の活用方法や成果などを報告させている。

- ② 日本学生支援機構からの奨学金返還延滞者に対する告知はどのように行っているかの情報共有を行い、下記3方法が行われていることがわかった。
 - ・郵送
 - ・ホームページに掲載。
 - ・メール送信。

郵送の理由は、短大平均より延滞率が高かったため、郵送により告知した方が良いと判断したためということであった。また、卒業後も使えるアドレスを付与している短大ではメールを活用して告知しているとの発言もあった。

- ③ 日本学生支援機構の給付奨学金について、どのくらいの学生が給付を受けているのかとの質問に下記の発言があった。
 - ・各短大数名から10数名という人数で、さほど多くはなかった。
 - ・採用学生はさほど多くないが、給付体制が整ってくれば増えてくるのではないかと。

また、2019年度から「支援対象となる大学要件（機関要件）」に対する件についてはまだ、対応を始めていない短大がほとんどであった。

障がい学生支援について

- ① 発達障害が疑われる学生への支援について、下記の発言があった。
 - ・本人は困っておらず、支援要請もなく、周りの学生や教員が困っている場合にどのような支援を行うべきかという問いかけに、講演I講師の柏倉先生が質疑応答の場でおっしゃられた「意志決定の支援」という考え方で、親も含め病院での診断を促すなど、丁寧な対応を行うことが望ましいのではないかと発言があった。

- ② どのように支援内容を決定し、学科・部署へフィードバックしているかについて質問があり下記の情報提供があった。
 - ・学生・保護者、学科長、担任、教務、学生課、保健室の各担当者が集まり、障がいの内容、支援

申請内容を確認している。

- ・学長も出席する学生総合支援協議会で支援内容を決定し、学科に伝えている。
- ・障がい学生支援は支援室に丸投げ状況であり、改善が望まれる状況である。
- ・各学科・部署の担当者が出席する連絡協議会を設定している。

③ LGBT について対応している事例はあるか？氏名変更などのマニュアルは作成しているか？という問いかけについて下記の意見があった。

- ・トイレ、更衣室の配慮をしている短大がほとんど。
- ・各短大とも対応マニュアルについてはほぼ整備されていないが、事例を積み重ねていくことで作成をしていくべきだろうという結論となった。

④ ノートテイクの運営について、被支援者とテイカーのマッチングについてどのように行われているか？という質問に下記の情報提供があった。

- ・ボランティアサークルの学生にノートテイクを無償でお願いしており、マッチングもサークル内で行っている。ただ、サークルの部員は減少傾向。
- ・職員が行っている。被支援者とテイカーへの連絡が煩雑な状況である。

その他

その他、下記について意見交換を行った。

① 学生相談室と保健室との情報共有について

- ・守秘義務の観点から学生相談室の情報が保健室で情報共有がなされていないとの相談があり意見交換を行った。

② 短大スポーツ大会 2020 年度中止に伴う浮いた予算の使い途について

- ・短大スポーツ大会がオリンピック開催のため 2020 年度は中止されるため、浮いた予算の使い途について意見交換を行った。

③ 避難訓練と災害対応マニュアルについて

- ・2018 年は地震・大雨・台風などの被害大規模災害が続き、災害対応に注目が集まった年であった。災害対応マニュアルについてはまだまだ整備されていないが、避難訓練に関しては各短大とも毎年設定を変えるなど工夫を凝らして実施をしていることがわかった。訓練の実施時間については昼休み直前に行っているところが多かった。実際に小火が起こった際に消火器の使い方にとまどった短大もあり消火器の使い方の訓練を追加している短大も多くあった。

以上

分科会 5 テーマ：学生指導(マナー教育、課外活動、ボランティア活動 等)(参加者:13名)

担当

仙台青葉学院短期大学 小野 瀬 剛 志 委員

戸板女子短期大学 鈴木 俊 昭 委員

平成30年11月20日～11月22日に開催された私立短期大学学生生活指導担当者研修会第5分科会は、まず、参加者それぞれ自己紹介を行った。その後、共通テーマ3『学生指導』に基づき、各短大の実情等の報告・意見交換を行い、2日目には地域ごとにグループになり意見交換が行われた。

学生会(学友会)、学園祭について

- ・学友会への学生参加については、各クラスから強制的に選出している。
- ・学生会活動への参加促進は SNS や学内放送により行っている。(毎年約100名が参加)
- ・学生会活動は教職員がバックアップしている。
- ・強制的にクラスから2名の学生会役員を選出している。
- ・放課後はアルバイト等で活動時間が制限されるため、主に昼休みに集中して活動している。その際に教職員が加わることが多い。
- ・学園祭への参加を促すために2日間とも出欠を取っている。
- ・学園祭は大学と合同開催であり、教育成果の発表を学科単位で行っている。
- ・学友会の学生が夏休みに活動する際には、学校までの交通費を学生会費より支出している。
- ・学園祭準備などでの交通費の補助はないが軽食などを差し入れている。
- ・学園祭に模擬店で参加する場合は保健所への届け出が必須であり、調理等内容によっては出店許可が出ないこともある。

ボランティア活動について

- ・ボランティア活動であっても交通費を支給している。
- ・教職員が活動に必ず帯同している。
- ・日当が支払われる活動以外は、クオカード類を提供することがある。
- ・活動時の保険加入については学研災を充当している。
- ・活動に参加する学生は必ずボランティア保険に加入している。
- ・オープンキャンパス等広報活動の場合には、図書カード等を謝礼として提供している。

課外活動(部、同好会サークル活動)について

- ・顧問規程を整備している。(顧問手当あり)
- ・1団体3名まで学外コーチの招聘が可能である。
- ・教員が顧問として就任するが、競技経験者の職員が顧問として就任することがある。
- ・毎年新規のクラブが立ち上がるが、卒業等で次年度への継続が難しい。
- ・新規クラブ等の顧問の引き受け手がないのが現状である。
- ・大会など参加する場合は特に教職員は帯同しない。
- ・大学が推奨する団体には学校からの援助金がある。

通学上のマナーについて

- ・近隣にオートバイを停めてしまうことにより苦情が入る。
- ・オートバイ通学は許可制として別途で学内駐輪場使用料を徴収している。
- ・通学時間帯に職員が指導（誘導に）に立つ。（特に苦情があった場所）
- ・違反車両のタイヤをロックし貼紙をしたうえで、学校に自主的に申告させている。
- ・自転車や原付バイク通学を許可している（申請により車も許可）。
- ・マナー違反者には学外実習禁止等ペナルティーを科している。
- ・定期的な見回りを実施している。

飲酒喫煙について

- ・学生自身がSNSに投稿して飲酒喫煙が発覚するケースがある。
- ・学内は禁煙としており、違反者には面接を行い、禁煙を約束させている。
- ・学外者からは学生が飲酒しているとのクレームがある。
- ・電子タバコへの対応に苦慮している。
- ・入学時に喫煙はしない旨の誓約書を提出させている。
- ・教職員も含め学内を全面禁煙としている。

奨学金等について

- ・奨学金取扱い業務をアウトソーシングしている。
- ・説明会日程（18時以降）を1ヶ月以上前から周知し出席を促進している。
- ・説明会に出席しない学生には、自宅に連絡し奨学金について必要の有無を確認している。
- ・返還義務のある奨学金について、入学式後に保護者を含め説明している。
- ・入学手続要項に全ての説明会日時を掲載している。
- ・授業料未納者で奨学金を生活費に充当している場合がある。
- ・誰が奨学金を借りているのか等の情報共有が必要である。
- ・細かな奨学金手続き説明においては、1回の説明では学生自身や保護者の理解がされにくい。

その他

- ・学生の呼び出しでLINEを利用しているが、夜中に一人暮らしの学生から相談等がある。
- ・教職員は学内メール（GMAIL）を利用することが義務付けられている。
- ・入学後に修学に迷うケースがありクラスアドバイザーが相談に乗っている。
- ・中途退学を考えている学生には、その要因によっては学修の負担を減らしたり、一時的な休学を推奨する場合がある。
- ・学生とのコミュニケーションを図るためクラスアワー（HR）を設けている。

まとめ

分科会にて意見交換がされたテーマは、現状の問題点や課題であり各会員校でもその解決に苦慮されていることが共通認識された。特に学生会活動や学園祭、課外活動に対してどのように学生のモチベーション向上に繋げるのかについては活発な意見交換がなされ、問題の優先度合いが高いことが認識された。また、日々の学生対応の重要性が大切であり個々の学生の立場に立つことが不可欠であることが感じられた。

この研修会は志を同じくする教職員が、一堂に会して意見交換できることは大変貴重な機会であり、学生生活や指導に関わる教職員のさらなる質的向上に寄与するものと考えている。

以上